

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

企管発第4号

令和4年7月22日

経済産業大臣

萩生田光一 殿

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力送配電株式会社

取締役社長 横井郁夫

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 紙)

別表第 1 の 1 に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第 1 の 1 に規定する基準

発生 の 主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

2. 設定した基準

地帯間販売電源料のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 2 第 1 項の交付金で手当てされる費用に相当する額、託送収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第 13 条の 3 の 3 第 3 号の交付金で手当てされる費用に相当する額、及び電気事業雑収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 2 第 1 項の交付金については、送配電部門以外の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金を送配電部門以外の収益に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法交付金として電気事業営業収益に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金がこれまで送配電部門以外の収益に整理されていたことを踏まえると、当該収益を送配電部門以外の収益に整理することから、上記基準を設定したもの。

(別 紙)

別表第 1 の 2 に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第 1 の 2 に規定する基準

- (1) 発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。
- (2) その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。

2. 設定した基準

他社購入電源費、地帯間購入電源費及び事業税のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 2 第 1 項の交付金にて手当される費用については、送配電部門以外の費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金相当額を送配電部門以外の費用に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額として電気事業営業費用に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金相当額がこれまで送配電部門以外の費用に整理されていたことを踏まえると、当該費用を送配電部門以外の費用に整理する必要があることから、上記基準を設定したものの。

(別 紙)

別表第 1 の 4 に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第 1 の 4 に規定する基準

2. 及び 3. の規定により送配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第 1 第 2 表により設備別費用明細表を作成すること。

2. 設定した基準

様式第 1 第 2 表の「接続供給託送料」と「電源開発促進税」の費用項目の間に、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」および「廃炉等負担金」の費用項目の入力欄を加える。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

令和 4 年 3 月 31 日（号外第 70 号）公布経済産業省令第 24 号（電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令）に定める様式第 1 第 2 表では、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」および「廃炉等負担金」の費用項目の費用を入力する欄が無く、適切な費用整理をする必要があることから、上記基準によることとした。

(別 紙)

別表第1の10に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 10に規定する基準

供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備（電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。）に係る投資額（当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。）について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

2. 設定した基準

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資額に限定せず、関連して発生する工事として必要な投資額も当期投資額の対象とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資のみならず、それに関連する投資も発生するが、いずれも、総合資源エネルギー調査会総合部会／地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会の議論を踏まえて行われる投資であり、供給計画により届け出た設備に係る投資と、それに関連する投資を同一の整理とすることが合理的であるため、上記基準によることとした。